

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則素案の概要

1 定義関係（条例第2条第1項）

(1)「再生土」に関し、次のように定める。

- ア 原料となる産業廃棄物（条例で規定する燃え殻、汚泥（無機性のもの）以外）
 - (ア) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 - (イ) 鋳さい
 - (ウ) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
 - (エ) ばいじん
 - (オ) その他知事が定める産業廃棄物
- イ 処理の方法（条例で規定する脱水、破砕以外）
 - 固化、凝集、天日乾燥その他知事が定める処理

(2)「埋立て等」から除かれる行為を次のように定める。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の適用を受ける行為のうち、主に以下の行為
 - (ア) 事業者が自ら産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合における、運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積
 - (イ) 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が行う産業廃棄物の運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積
 - (ウ) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分又は運搬を業として行う者等が行う産業廃棄物の運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積
- イ 再生土の製造過程において、処理をした場所で保管するために行う再生土の堆積
- ウ 舗装工事として行う再生土の堆積
- エ その他知事が定める再生土の堆積

2 再生土の崩落等の防止措置（条例第3条）

(1)施工の方法等に関し講ずるべき措置の内容を次のように定める。(条例第3条第2項)

【一時堆積以外の特定埋立て等の場合】

- ・埋立て等の高さが5m以下の場合、垂直1mに対する水平距離が1.5m以上の勾配

- ・埋立て等の高さが5mを超え10m以下の場合、垂直1mに対する水平距離が1.8m以上の勾配
- ・埋立て等の高さが10mを超える場合、安定計算を行い、安全が確保される勾配
- ・その他、排水溝の設置、締固めなどの措置

(2) 他法令に基づく許認可等を受けている場合に上記(1)が適用されないものを定める。

(条例第3条第3項)

例：森林法に基づく開発行為の許可、都市計画法に基づく開発行為の許可

3 環境影響の防止措置 (条例第4条)

(1) 使用する再生土及び区域外への流出水（以下「流出水」という。）に関する基準を次のように定める。(条例第4条第1号)

ア 水素イオン濃度 水素イオン濃度指数 8.5 以下

イ 塩化物イオン濃度 検液1リットルにつき 500mg 以下

(2) 流出水を基準に適合させるために講ずるべき措置の内容を次のように定める。(条例第4条第2号)

ア 水素イオン濃度

再生土の表面を容易に破損しない不透水性の材料で覆うこと、再生土の表面を区域内の地盤を掘削した土砂で30cm以上覆うこと 等

イ 塩化物イオン濃度

再生土の表面を容易に破損しない不透水性の材料で覆うこと、流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備を設けること 等

4 特定埋立て等の実施の届出 (条例第5条第1項)

届出書の様式及び添付書類を定める。

【主な添付書類】

- ・埋立て区域の平面図及び断面図
- ・再生土の性状を証する書面
- ・再生土の売買に関する事項を記載した書面
- ・施工の方法等を記載した施工計画書
- ・利用計画を記載した書面

5 特定埋立て等の変更の届出 (条例第5条第2項)

6 氏名等の変更の届出 (条例第5条第3項)

届出書の様式及び添付書類を定める。

7 再生土管理台帳（条例第6条）

届出者が作成すべき再生土管理台帳の様式を定める。

8 特定埋立て等の施工状況の報告（条例第7条第1項）

報告書の様式及び報告は特定埋立て等を開始した日から3月ごとに行う旨を定める。

9 水質の検査結果の報告（条例第7条第2項）

報告書の様式及び添付書類、測定の方法並びに報告は特定埋立て等を開始した日から3月ごとに行う旨を定める。

10 標識の様式等（条例第9条）

標識の様式等を定める。

11 終了の届出（条例第10条）

届出書の様式を定める。

12 関係書類等の保存の方法（条例第11条）

届出者の所在地等において備え付ける方法又は電磁的記録を書面に表示する方法によるべき旨を定める。

13 身分を示す証明書（条例第14条第2項）

身分証明書の様式を定める。

14 条例の規定の適用除外の申出（条例第15条第1項）

申出書の様式及び適用除外日の1月前までに申出書を提出すべき旨を定める。

15 その他（条例附則）

（1）施行期日

平成31年4月1日（条例の施行期日と同じ）と定める。

（2）準備行為

上記14の申出は、施行期日前においても行うことができる旨を定める。